

朝霞市みどりの基本計画に関する印刷物の取扱基準

平成28年4月1日施行
都市建設部長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、朝霞市みどりの基本計画書（以下、「本編」という。）に関する印刷物の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この基準において印刷物とは、次に該当するものをいう。

(1) 本編

(2) 本編の概要版（以下、「概要版」という。）

(有償・無償の取扱い)

第3条 本編を市民等の希望により頒布する場合には、有償とする。頒布価格は、1部2,000円とする。

2 有償印刷物の残部数が50部に満たなくなった場合には、有償頒布は行わないものとする。

3 本編を増刷する場合は、初版の頒布価格とする。ただし、当該増刷に要した経費を増刷部数で除した額が初版の頒布価格を著しく上回る場合は、この限りではない。

4 概要版については、無償で頒布するものとする。

(有償印刷物の頒布方法)

第4条 有償印刷物の有償頒布は、原則として、領収済通知書を朝霞市みどり公園課窓口（以下、「市窓口」という。）に提示することにより行うものとする。ただし、頒布希望者が市窓口に来庁することが困難な場合には、郵送等の手続きによるものとする。その際は、郵送等に係る費用を頒布希望者が別途負担するものとする。

(頒布代金の納入方法)

第5条 頒布代金の納入については、みどり公園課にて作成した納付書を使用し、金融機関等で納付することにより行うものとする。

(有償印刷物の無償頒布)

第6条 次のいずれかに該当する場合は、第3条に関わらず、有償印刷物を無償で頒布することができる。

(1) 法令等の定めるところにより、印刷物の提供が義務付けられている機関に頒布する場合

(2) 朝霞市議会議員の議員活動及び調査の資料として頒布する場合

- (3) 朝霞市が設置する審議会等の構成員に対し、職務上必要な資料として頒布する場合
 - (4) 国又は他の地方公共団体に参考資料として頒布する場合
 - (5) 報道機関に参考資料として頒布する場合
 - (6) 印刷物の作成に際し、資料等の提供をした者に頒布する場合
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、頒布目的から判断し、無償頒布することが適当であると認める場合
- (情報の周知)

第7条 本編及び概要版についての情報を朝霞市公式ホームページに掲載するものとし、市民・事業者に対し広く情報の周知を図るものとする。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。